

TPP11、種子法廃止が市民生活に及ぼす影響とは

5月24日、アメリカを除く11カ国の環太平洋連携協定(TPP11)関連法案が衆院本会議で採決が強行されました。

TPP11は、TPPを丸ごと組み込んだものであり、国会決議に真っ向から反するものです。農業・医療・労働に打撃的な影響を与え、経済主権や食料主権を侵害するもので断じて認めることはできません。

また、安倍政権は、種子法廃止も行ない、今年4月から施行されました。種子法廃止は農家にとって多大な悪影響を与えるものです。そのうえ、農水省は、農家が購入した種苗から栽培していた種や苗を次期作に使う「自家増殖」についても原則禁止する方向で検討に入ったと報道されています。「農水省の省令だけで…自家採取を禁止することができる」ことから、政府は自家採取を原則禁止にしようとしています。違反

すると、“10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金”とのこと。しかも、共謀罪の対象だということです。しかし、これらの内容は十分に消費者に知られているとはいえません。

そこで私たちは、鈴木宣弘東京大学大学院教授に講演をお願いし、TPP11と種子法廃止の影響について、講演会を企画いたしました。ぜひ、大勢の皆さんのご参加をお願い致します。



東京大学大学院教授

鈴木宣弘先生講演会

すずきのぶひろ

とき 7月20日(金) 18時開場 / 18時30分開会



ところ 川崎市総合自治会館 1Fホール

■南武線・東急東横線・目黒線 / 武蔵小杉駅から徒歩7分
■横須賀線 / 武蔵小杉駅から徒歩15分

参加費無料

●鈴木宣弘先生プロフィール●

東京大学農学部卒業後、農林水産省入省。農業総合研究所研究員、九州大学農学部助教授、教授を経て、2006年から東京大学大学院農学生命科学研究科教授。『WTOとアメリカ農業』『FTAと日本の食料・農業』『現代の食料・農業問題～誤解から打開へ～』『ここが間違っている!日本の農業問題』『食の戦争 米国の罠に落ちる日本』など著書多数。



主催: 日本共産党川崎市議会議員団

お問い合わせ先 電話044-200-3360 / FAX245-4140